

( 整理番号 0220 )

令和2年度 栃木地方最低賃金審議会

第2回栃木県各種商品小売業最低賃金専門部会 議事要旨

公 開

開催日時	令和2年10月8日(木) 10時00分～11時50分					
出席状況	公益 代表委員	出席3人	労働者 代表委員	出席3人	使用者 代表委員	出席3人
		定数3人		定数3人		定数3人
主要議題	1 関係労使からの意見聴取について 2 金額改定について 3 その他					
議事録・議事要旨	議 事 要 旨					
<p>1 関係労使の意見聴取について 最低賃金法第25条第6項による関係労使からの意見聴取及び実地視察について、専門部会の労使それぞれの委員が意見を述べることにより意見聴取に代え、実地視察については、労使それぞれの委員が当産業の代表として推薦されていることから、これを行わないことを議決した。</p> <p>2 金額改定について (1) 労働者代表委員の見解及び主張 ア 魅力ある流通産業にしたい、最低賃金の引上げを通じて、様々な流通産業で働く労働者の賃金水準の引上げ、生活の安定や経済的地位の向上を図りたい。また、人材の確保や人手不足を解消するため、他産業との格差を少しでも縮小させるべきである。 新型コロナウイルス感染症による影響として、食品以外の部門で非常に苦戦していることは承知しているが、現場に携わる労働者は、コロナ感染防止対策やトラブル対応などで作業量が増え、感染不安による精神的負担も生じており、これらの負担増に見合う引上げが必要であり、均等・均衡処遇の取組も重要であると考えます。 全国におけるUAゼンセン流通部門の2020年パート組合員の賃上げは27.5円2.82%であり、昨年同時期の妥結額、妥結率ともに上回っている。 県内の状況としては、栃木県経済情勢報告によると、個人消費は新型コロナウイルス感染症の影響は残るものの、足元では緩やかに持ち直しつつあるとされている。そして、2020年2月現在のタウンワーク調査による栃木県のアルバイト、パート採用時間給は、全産業で平均957円となっており、販売系では単純平均が938円で、昨年より24円上昇している。 厳しい状況であることは承知しているが、人材の確保や人手不足の解消、更に新型コロナウイルス感染症の対応から、最低賃金の引上げが必要と主張した。</p> <p>イ 各種商品小売業の労働協約の最低額が880円であるため、最低限そこまでの引上げは必要と考えるので、現行の871円を差し引いた9円の引上げを提示した。</p> <p>ウ 働く者がいなければ事業継続もあり得ないし、離職を防ぐことも雇用の維持につながるものであり、人の流失には他産業との格差是正を図る必要がある。また、新型コロナウイルスの影響は理解するが、食料品関係やホームセンターは業績を伸ばしている。カスタマーハラスメントが増え、様々な風評被害が生じ、コロナ対応に係る仕事が増大した上で複</p>						

雑化していることから、形に見える最低賃金の引上げは、モチベーション向上のために必要であり、今の段階では9円から変えられないと主張した。

エ 次回審議を主張した。

(2) 使用者代表委員の見解及び主張

ア 今年には新型コロナウイルス感染症の拡大によって、これまでに経験したことのない危機的な状況に直面している。昨年までの議論は、人材確保や景気状況、賃上げ云々で議論してきたが、今年については全く状況が変わっている。

緊急事態宣言や休業要請等は大規模な需要喪失をもたらし、多大な影響を及ぼした。4月の百貨店は前年比マイナス69.3%、5月はマイナス63.8%で前年の半分以下となっている。その後8月がマイナス10.7%となっており、若干の持ち直しはしているが、前年から10%以上落ち込むことは経験がなく、リーマンショックを上回る業績悪化が続いている。販売関係において、食品スーパーやホームセンター、ネット販売など好調な業種はあるが、各種商品小売業はセールやイベント、催事・物産展など、集客して蜜を作り、賑わいを演出し収益を上げる販売方法であるが、これらを自粛せざるを得ず、業績の落ち込みが非常に大きく、甚大なる影響が今でも継続している。

また、ネット販売での購入が更に増え、多くの雇用を維持する各種商品小売業の業績悪化に拍車をかけ、コロナ禍における外出や旅行の自粛、集会や宴会等の中止による影響は、いわゆるハレ消費を主とする各種商品小売業における主要取引先である衣料品、見の回り品関連の取引先企業の倒産や規模縮小による撤退など、その影響は甚大かつ長期的なものとなっている。また、感染防止対策として、従業員を守るためのスクリーンの設置やフェイスシールド、サーモカメラなどの出費も増加しており、経営を圧迫している。

有効求人倍率は0.95倍と急激に下がっており、失業者も増えている状況から、持ち直しているとの認識より、厳しい状況がまだまだ続くと思われ、このような状況の中では「事業継続」、「雇用維持」を最優先として取り組まなければならないと考えており、賃金水準を引き下げるべきと考えるが、特定最賃の性質上それが困難であれば、現行の最低賃金額を据え置くべきと主張した。

イ コロナの影響で労働集約産業であったものが、対面を避ける状況になってきている。また、国の支援策がいつまで続くかわからず先行き不透明である。最低賃金の引上げは労働者全体に影響を及ぼす、及び飲食業・観光業・旅館業などにも影響する。以上のことや、今年のコロナ禍の落ち込んだ経済状況から、最低賃金を引き上げる状況にはないと主張した。

ウ これ以上の審議は難しく、次回審議を主張した。

3 その他  
特になし